



熊本県公報

号外 第 16 号
平成 25 年 5 月 7 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○道路の供用開始…………… (道路保全課) 1

告 示

熊本県告示第 523 号の 2

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 25 年 5 月 7 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大牟田植木線	玉名郡和水町内田字石橋 2086 番 1 地先から 玉名郡和水町藤田字前畑 34 番 1 まで	612.2	活力基盤 改築
	玉名立花線	玉名郡和水町内田字石橋 2105 番地先から 同所 2104 番 6 地先まで	49.2	

2 供用を開始する期日 平成 25 年 5 月 7 日